

更生保護施設

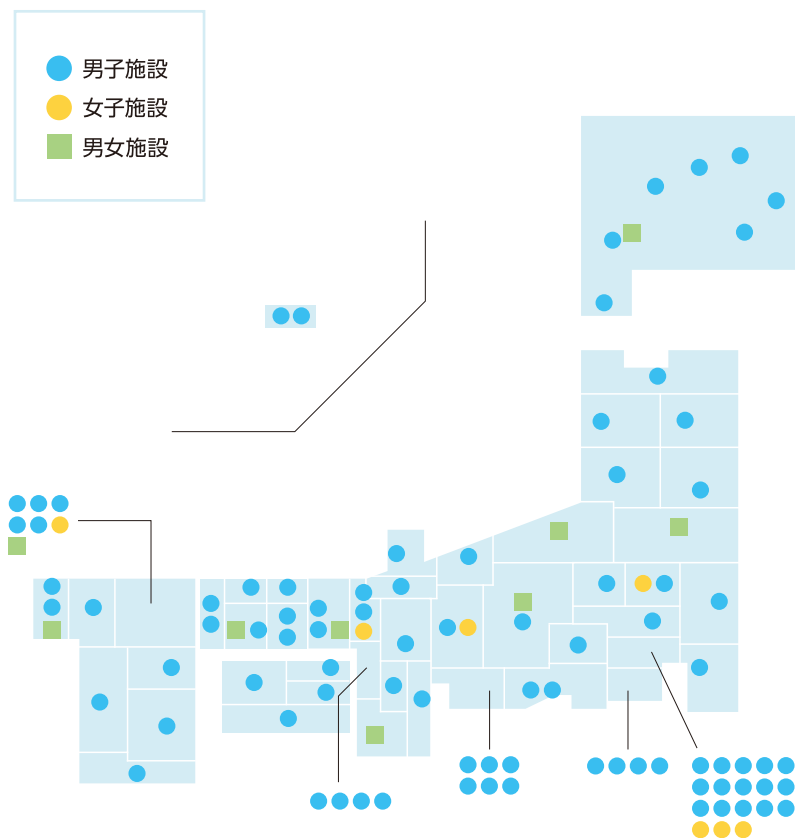
～地域と共に再出発を支える～



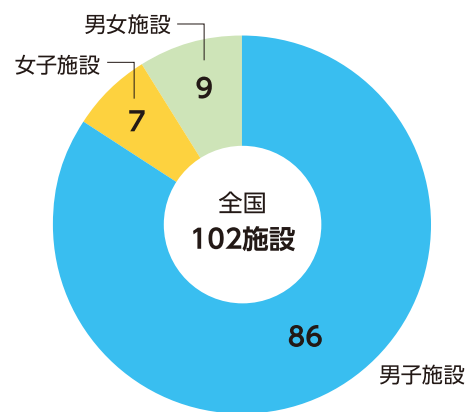
更生保護施設は、犯罪や非行をした人の再出発を支えています

犯罪や非行をした人の中には、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは、本人に社会生活上の課題があるなどの理由で、すぐには自立更生できない人がいます。更生保護施設は、こうした人たちを一定期間受け入れて宿泊場所や必要な支援を提供し、円滑な社会復帰を助け、再犯を防止する民間の施設です。

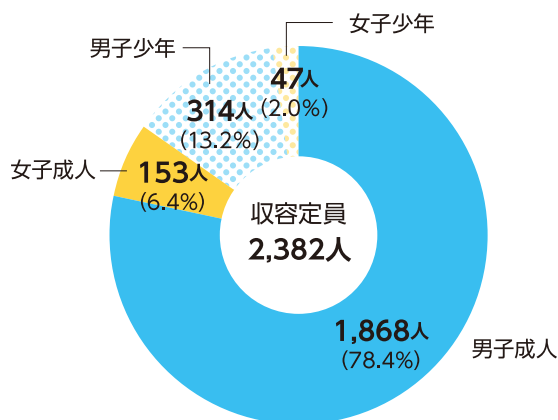
全国の更生保護施設の設置状況 (令和7年1月1日現在)



更生保護施設の数



全国の更生保護施設の収容定員



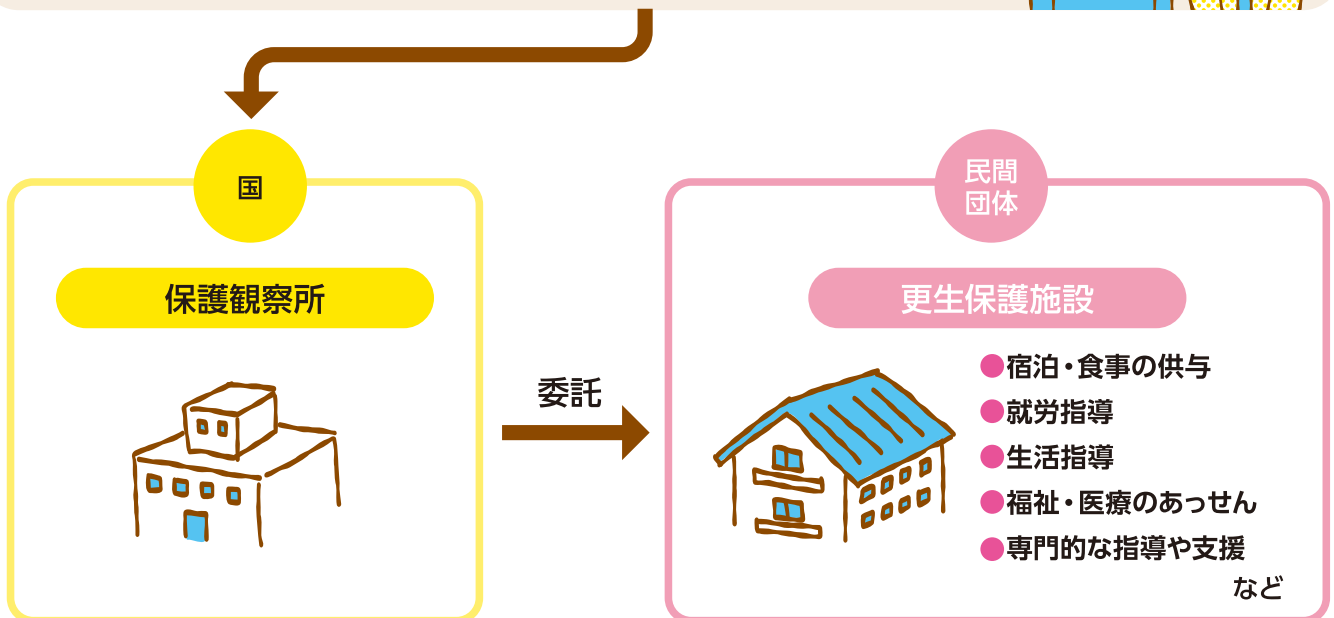
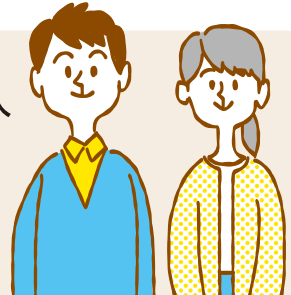
更生保護施設の運営

更生保護施設は、更生保護法人（更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人）のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により運営されています。

更生保護施設は、行き場のない刑務所出所者等と地域とをつなぐ架け橋です

更生保護施設に入るまで

- 刑事施設を仮釈放になった人
- 刑事施設を満期釈放になった人
- 少年院を出た少年
- 刑の執行猶予を言い渡された人
- 起訴猶予になった人
- その他



※刑事施設…刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

再犯防止施策の現状

近年、日本では、「再犯者率」（検挙人員に占める再犯者の割合）が上昇しており、再犯防止が大きな課題となっています。こうした中、平成28年に、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が成立・施行され、国は再犯防止を進めるための計画（令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を策定）を策定し、様々な活動に取り組んでいます。さらに、再犯防止推進法では、地方公共団体は再犯防止施策の実施主体として明確に位置付けられました。現在、国・地方・民間が一体となり、社会全体で再犯防止を推進しています。更生保護施設も、再犯防止の担い手として、国や地方公共団体と協力して再犯防止に取り組んでいます。

孤独・孤立と更生保護施設

近時における社会の変化等により、望まない孤独・孤立の問題は、日本社会の喫緊の課題となっています。更生保護施設の活動は、地域で孤独・孤立に陥りやすい刑務所出所者等に住居を提供し、退所後も通所・訪問による支援を行うことで、刑務所出所者等を地域社会につなげていくものであり、孤独・孤立対策においても重要な役割を果たしています。

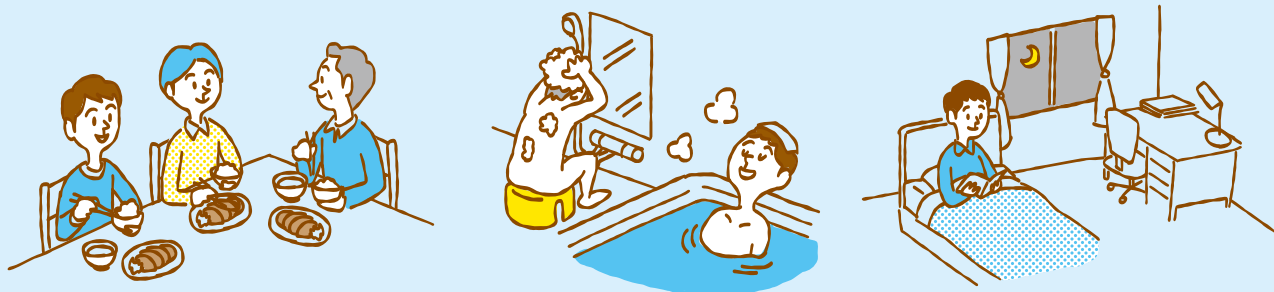
更生保護施設の役割

更生保護施設は、宿泊場所や食事を提供するとともに、入所者が社会生活に適応するために様々な支援等を行い、その再出発を支えています。また、専門的な知見をいかし、関係機関と連携しながら、安全・安心な地域づくりに取り組んでいます。



生活基盤の提供

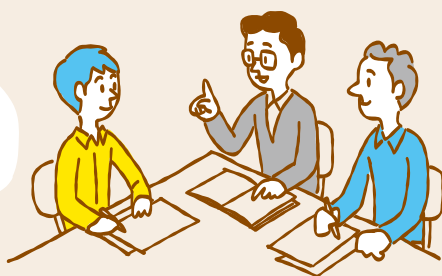
入所者が安心して自立に向けた準備に集中できる生活基盤を提供します。



円滑な社会復帰のために

日常生活指導のほか、入所者が地域社会の一員として円滑に社会復帰するための支援等を行います。

日常の
面接指導



依存からの
回復支援



就労セミナー
など

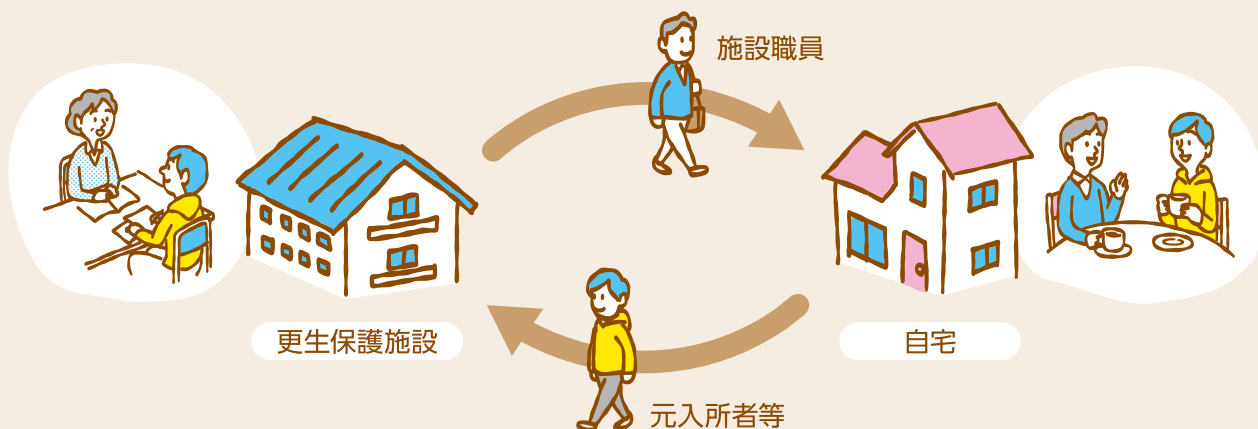


退所後の
福祉サービスの
利用調整など



退所後の継続的な支援

入所者が施設を退所した後、地域生活が安定するまでの間も継続的な支援を行い、孤独・孤立を防ぎます。



再出発を支える人たち

更生保護施設では、熱意のある職員たちが、入所者の再出発を支えています。



施設長

更生保護施設の業務をまとめる責任者です。



補導主任・補導員

昼夜を問わず、入所者の指導や援助を行います。



専門職員

福祉等の専門的な知識をいかした支援を行います。



調理員

あたたかい食事を作り、入所者の健康を支えます。



その他

施設の作業や事務を手伝います。

更生保護施設について、法務省ホームページにおいても掲載されています。



更生保護施設栃木明德会



施設概要



明治41年に設立された栃木明德会（以下「同会」という。）は、女性の成人・少年の受入れを行う女性専門の更生保護施設です。同会の入所者には、社会生活上の課題を有する者が少なくありません。そのため、同会独自の試みとして、社会生活における適切な対応力や金銭感覚などを習得できるよう、「セルフコントロールプログラム」等を実施しています。さらに、入所者が退所後も地域で安定した生活が送れるよう、自立後の元入所者の家を訪問したり、電話相談に応じるなどして、地域生活での困りごとやトラブルはないか相談にのったり、医療や福祉に関する必要な手続きに同行するなどの支援を行っています。



作業療法士によるコミュニケーションワークの様子

施設長の声

セルフコントロールプログラムの対象者は、入所者全員です。プログラムでは、現在、作業療法士によるコミュニケーションワークや、住職による法話、更生保護女性会主催のワークショップ等が実施されています。これらのプログラムは、入所者が健全な生活習慣を身に付けるきっかけになったり、地域の方々との交流を持つ貴重な機会になっています。

様々な特性に応じた支援

同会は、指定更生保護施設^(※)として、施設をバリアフリー化するとともに、高齢・障害などで自立が困難な人たちが円滑に福祉サービスを利用できるよう支援するなど、その特性に応じた生活支援を実施しています。また、薬物依存のある入所者に、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を行っています。具体的には、薬物専門職員による、認知行動療法に基づく薬物依存からの回復プログラム(SMARPP)が実施されています。さらに、高齢や依存症等の理由で通常の就労が困難な人たちが、生きる力や就業意欲を回復できるよう、地元の保護司やNPO法人等と連携し、農作物の生産・販売に取り組んでいます。



バリアフリー化された居室



農作業中の様子

理事長の声

施設で農作業に取り組む入所者は、今まで農作業を経験したことがないばかりです。そうした入所者が、農家の方々や交流しながら、土に直接触れ、作物がどんどん成長していく様子を見る中で、生き生きとした表情を見せてくれます。農作業には、目に見えない効果があると感じています。

関係機関との連携

同会は、近年、とちぎ^{リ・スタート}RE:START支援プロジェクトに取り組んでいます。とちぎRE:START支援プロジェクトは、刑務所出所者等が栃木市で安定した生活を送れるよう、同会を始め、刑務所、市役所、社会福祉協議会、保護観察所等の地域の多機関・多団体が連携し、相談場所の確保など継続的な支援体制を構築することを目的に発足されました。特に、栃木市では、令和3年1月、栃木市再犯防止推進計画が策定され、犯罪や非行をした人の就労や住居の確保等に取り組んでいくことが示されるなど、栃木市全体で再犯防止に取り組んでいます。

施設長の声

更生保護施設は、一時的な居場所であり、ずっと生活することはできません。そのため、更生保護施設の役割として、入所者一人ひとりの退所後の居場所を見付けることが大切だと思っています。今後、とちぎRE:START支援プロジェクトの輪をさらに広げ、地域における息の長い支援を実現していきたいと思っています。

更生保護施設熊本自営会



施設概要



熊本市にある熊本自営会（以下「同施設」という。）は、県内唯一の更生保護施設であり、大正2年の創立以降、長年にわたり、行き場のない刑務所出所者等の再出発を支えています。同施設は、長期刑仮釈放者中間処遇^(※)の指定施設として、長期刑の仮釈放者の受入れも行っています。また、入所者と職員で定期的



入所者による地域清掃活動の様子

近隣の清掃活動を行うほか、災害時の避難場所を提供するなど、地域住民との信頼関係の構築に努めています。

施設長の声

当施設には、帰る場所のない様々な人が入所してきます。長く刑務所にいた人は、買い物の仕方など、日常生活に必要なことを一から覚えなくてははいけません。そういった人たちが、社会適応を円滑に進められるように、レクリエーションなども通じて、日常生活の支援を行っています。特に、入所者には高齢の者も少なくないことから、健康や安全にも配慮しています。また、不動産会社や社会福祉法人等とケア会議を開くなど、退所後も地域で安定した社会生活を続けていけるよう支援を行っています。

^(※) 無期刑又は長期刑の仮釈放者について、段階的に社会復帰させることが適当な場合に、本人の意向も踏まえ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて生活指導等を受けさせるもの

薬物中間処遇について

同施設は、薬物依存のある仮釈放者に対して、官民一体となった「息の長い支援」を実施する薬物中間処遇^(※)の指定施設として、関係機関と連携した社会復帰支援にも力を入れています。薬物依存から回復するために、ダルク（薬物依存症から



薬物専門職員によるカウンセリングの様子

の回復支援施設）への通所や、精神保健福祉センターでの依存症回復支援プログラムの受講、施設でのカウンセリングなど様々な働きかけを行っています。

薬物専門職員の声

外部機関・団体と連携したプログラムの受講に加え、専門職員による施設内でのグループミーティングやカウンセリングのほか、清掃活動や金銭管理の生活指導なども組み合わせることで、薬物と関わりのない健全な生活習慣を身に付けてもらえるよう取り組んでいます。一方で、これらは、薬物依存から回復するきっかけに過ぎず、施設を出た後も、継続的な支援を続けていくことが大事だと感じています。

^(※) 薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存症者が地域における支援を自発的に受け続ける習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した処遇を実施するもの

訪問支援への取り組み

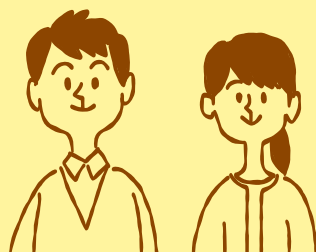
施設退所後の地域生活が安定するまでの間、更生保護施設の職員が施設退所者等の自宅等を継続的に訪問して生活相談支援等を行う「訪問支援事業」を実施しています。

訪問支援職員の声

退所後、地域社会での生活で孤立し、精神的不調を抱えていた対象者に根気強く向き合い続けた結果、対象者から「これまでの自分なら犯罪に走っていたと思う。今、こんなに世話になったんだから、裏切るなんてできない。」という言葉をもらい、大変嬉しかったです。彼らの更生のためには、身近で寄り添う人が必要だと感じています。これからも訪問支援職員として、目の前の一人ひとりと向き合っていきたいと思います。



退所者の家を訪ねる訪問支援職員



更生保護法人は、特定公益増進法人に指定されており、ご寄付いただいた団体、個人につきましては、法人税法または所得税法の規定により、税制上の特例措置を受けることができます。
詳細については、法務省ホームページをご覧くださいほか、お近くの地方更生保護委員会又は保護観察所に直接お尋ねください。



編集：法務省保護局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

このパンフレットは、令和7年1月現在の情報に基づいて作成されたものです。